

農林水産省木材利用拡大行動計画の推進について

木材利用の拡大に向けて、平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画等を踏まえながら、これまでの取組を引き続き推進するほか、以下の事項に取り組む。

- パンフレット等印刷物については、間伐材印刷用紙の使用に努めるとともに、各種会議等において飲料が必要な場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶の使用に努める。
- グレンイーグルスG8首脳会合を踏まえ、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、木材・木製品の調達に努める。
- 木材利用拡大のための問い合わせ窓口を木材利用推進中央協議会（社団法人全国木材組合連合会事務所内）に設置して、木材の安定供給に取り組む。